

平成 27 年 9 月定例会 提出議案

・平成 27 年 9 月 28 日提出

議案番号	件 名	区 分	結 果	備 考
議議案第 6 号	釜石市議会だより編集特別委員会の設置について	特別 委員会	可 決	
議議案第 7 号	東日本大震災復興対策特別委員会の設置について	特別 委員会	可 決	

議案第 6 号

釜石市議会だより編集特別委員会の設置について

釜石市議会だよりに係る編集、発行、調査を行うため、別紙のとおり特別委員会を設置する。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

提出者	釜石市議会議員	海老原 正 人
賛成者	同	遠 藤 幸 徳
	同	木 村 琳 藏
	同	菊 池 秀 明
	同	細 田 孝 子
	同	坂 本 良 子

平成 27 年 9 月 28 日可決

釜石市議会議長 佐々木 義 昭

提案理由

本市議会活動の状況を広く市民に報道し、議会に対する理解と認識を深め、かつ、市勢進展に寄与するため特別委員会を設置しようとするもので、釜石市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により提案するものである。

釜石市議会だより編集特別委員会の設置について

- 1 本市議会に釜石市議会だより編集特別委員会を設置し、委員 7 人をもって構成する。
- 2 議会は、釜石市議会だより編集特別委員会に対し、地方自治法第 109 条第 4 項の規定により、釜石市議会だよりに係る編集、発行、調査を付託する。
- 3 釜石市議会だより編集特別委員会は、平成 31 年 9 月 10 日まで、議会の閉会中も継続して編集、発行、調査を行うことができるものとする。
- 4 委員の任期については、議員任期の折り返し時点において交代するものとする。ただし、再任は妨げないものとする。

議案第 7 号

東日本大震災復興対策特別委員会の設置について

東日本大震災からの復興と新たなまちづくりに向け、必要な事項の調査検討を行うため、別紙のとおり特別委員会を設置する。

平成 27 年 9 月 28 日 提出

提出者	釜石市議会議員	遠藤 幸徳
賛成者	同	木村 琳藏
同	同	菊池 秀明
同	同	細田 孝子
同	同	坂本 良子
同	同	海老原 正人

平成 27 年 9 月 28 日 可決

釜石市議会議長 佐々木 義 昭

提案理由

東日本大震災からの復興と新たなまちづくりに向け、必要な事項の調査検討を行うため特別委員会を設置しようとするもので、釜石市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により提案するものである。

東日本大震災復興対策特別委員会の設置について

- 1 本市議会に東日本大震災復興対策特別委員会を設置し、委員 20 人をもって構成する。
- 2 議会は、東日本大震災復興対策特別委員会に対し、地方自治法第 109 条第 4 項の規定により、東日本大震災からの復興と新たなまちづくりに向け、必要な事項の調査検討を付託する。
- 3 東日本大震災復興対策特別委員会は、平成 31 年 9 月 10 日まで、議会の閉会中も継続して調査検討を行うことができるものとする。